	いて準用する場合を含む。）、第三十四条第六項（第五十五条（第五十八条において準用する場合を含む。）及び第五十八条において準用する場合を含む。）、第三十七条第三項（第五十五条（第五十八条において準用する場合を含む。）及び第五十八条において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項（第五十八条において準用する場合を含む。）並びに第五十五条（第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百九十二条第一項
（略）	（略）
都市再開発法	第七条の十、第十五条の二第一項、第二十七条第六項、第五十条の三第一項及び第六十八条第一項
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第九条の二十、第十六条第二項、第十七条の四第二項、第十九条の二十一の二及び第十九条の三十五の四第三項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九
（略）	（略）
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第六十二条第一項及び第二項、第七十二条第三項、第八十条の三（第九十二条第八項において準用する場合を含む。）、第百二十三条、第百三十九条の二第一項、第百四十六条第一項、第百四十八条第三項において準用する都市再開発法第二十七条第六項、第百六十六条第一項並びに第百九十九条第一項
（略）	（略）
総合特別区域法	第二十二条の二第十二項において準用する道路運送車両法第九十四条の六第一項
海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法	第十八条
（略）	（略）

	いて準用する場合を含む。）、第三十七条第三項（第五十五条（第五十八条において準用する場合を含む。）及び第五十八条において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項（第五十八条において準用する場合を含む。）並びに第五十五条（第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百九十二条第一項
（略）	（略）
都市再開発法	第七条の十、第二十七条第五項、第五十条の三第一項及び第六十八条第一項
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第九条の二十、第十六条第二項、第十九条の二十一の二及び第十九条の三十五の四第三項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九
（略）	（略）
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第六十二条第一項及び第二項、第七十二条第三項、第八十条の三（第九十二条第八項において準用する場合を含む。）、第百二十三条、第百四十六条第一項、第百四十八条第三項において準用する都市再開発法第二十七条第五項、第百六十六条第一項並びに第百九十九条第一項
（略）	（略）
総合特別区域法	第二十二条の二第十二項において準用する道路運送車両法第九十四条の六第一項
（略）	（略）